

令和8年度杵築市スポーツ施設定期利用申込みのご案内

令和8年度におけるスポーツ施設の定期利用の申込受付を行います。

☆「定期利用」とは・・・年度において特定の曜日や時間帯を指定し、あらかじめ施設の予約（確保）を行ったうえで定期的にスポーツ施設を利用することです。

☆「定期利用申込みの対象施設」は・・・

杵築市文化体育館（ミーティング室含む）・B&G 海洋センタービル体育館・市営テニスコート・総合運動場・市営野球場・勤労者体育センター（武道場含む）・山香グラウンド
市営サッカー場・東山香体育館・立石体育館・山浦体育館・向野体育館・上体育館・海浜夢公園テニスコート・多目的広場1・田原体育館・朝田体育館

《申込受付対象》 ①現在、定期利用をしており今後も引き続き希望する団体

②新たに定期利用を希望する団体

（注）①に該当する団体も必ず申込みを行ってください

《申込期間》 令和8年1月5日（月）～1月23日（金）

《提出書類》 ①定期利用申込書（※申込書は文化体育館・市営サッカー場・山香及び大田中央公民館に準備しています。ホームページからも取得可）

②団体名簿（市内登録の団体及び児童生徒で構成する団体は、提出をお願いします。）

《提出先》 杵築市文化体育館・杵築市営サッカー場・山香中央公民館・大田中央公民館

《利用調整会議》 日時：令和8年2月2日（月）18時30分～

場所：杵築市文化体育館 ミーティング室

※年間利用調整のため各団体から責任者の出席をお願いします。

どなたも出席されない場合は希望に添えない場合がございます。

《利用対象期間》 令和8年4月1日～令和9年3月31日

◆注意事項◆

- ・公的行事や各種大会・教室などが開催される予定になった場合、予告なく変更することがございますのでご了承ください。
- ・利用可能日（予約状況）について、必ず1か月前にご確認ください。（使用料のお支払い時に確認するよう職員からも声をかけていきます。）
- ・利用予定日に変更がございましたら、1か月前までに変更の旨を届け出るよう努めてください。
なお、当日キャンセルは屋外施設での雨天などの場合を除き認めません。（使用料を納付していただきます）
- ・使用料については、月末までに必ず納付してください。納付が2か月分滞りますと、予告なく定期利用の仮予約を取り消します。当該年度中の定期利用の申込受付はできかねますのでご承知ください。
- ・月1回程度の定期利用でも年間計画がある場合は、本申込みを行ってください。
- ・市内の体育施設を利用する団体は、原則として杵築市公共施設予約システムの団体登録が必要となります。また、すでにご登録がお済みになっている団体については、登録内容（特に代表者）に変更がございましたら、速やかに届け出してください。
- ・希望曜日が重なった団体につきましては、双方が利用できるように話し合いにより決定することといたします。話し合いにより決定しない場合は、抽選といたします。

定期利用までの流れ

定期利用申込書の提出 令和8年1月5日（月）～1月23日（金）
杵築市公共施設予約システム利用者登録申請書の提出（未提出団体のみ）



利用計画集計・重複する箇所について調整案作成



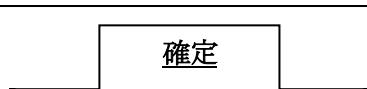
調整会議 令和8年2月2日（月）



令和8年4月1日より定期利用申込み分の仮予約



利用予定日1か月前に予約状況確認
(市イベント等のため変更の可能性あり)
(予約内容に変更があれば利用予定日1か月前までに届出必要)



施設の利用

※当日キャンセルの場合は、使用料を納付していただきます。ただし、屋外施設で雨天などの場合、ご連絡をいただければ使用料の納付は必要ありません。



使用料の納付

施設利用前後に随時納付するか、利用後1か月以内において前月分をまとめて納付する。

※2か月分以上の未納が発生した場合、定期利用の仮予約はすべてキャンセルさせていただきますのでご承知ください。

*練習試合や大会等を行う場合は、定期利用とは別に利用予約をしてください。